

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

I 総括的概要

当法人は、鳥取市及び東部圏域の中小企業の振興策の一環として、その事業主と勤労者に対し、福利厚生事業を中心に総合的かつ効果的に事業を推進しています。

さて、当法人にとっての今年度以降、当面する最大の課題は、「コロナ禍」や近年発生した世界の諸情勢の変動による「急激な物価高の進行」により、ここ2～3年間に発生した会員企業、特に中小零細企業を中心とした企業の“廃業脱退”や、比較的規模の大きい企業の“雇用調整”などによる、かつてない程の「会員数の減少」をいかに克服するか？にあると思料します。現在、体力の弱ってきている企業の体力回復は、企業間の差こそあれ、“即時回復”は客観的に望むことができず、ここ数年間はその影響は、続くものと考えるべきと存じます。

そのような「コロナ禍」環境のもと、当センターは弱体化した企業の支援強化、特に「企業に働く勤労者」への支援を通じて、“企業の体力回復を支援していくことが、一番に肝要な時期である。”と考えるものであります。

当センターでは、そのような考えのもと、今まで以上にセンターの“収支バランス”を考慮した上で、“会員の嗜好”に合った、「会員のためになる事業の展開」により積極的に取り組んで参ります。

(1) (新)「福利厚生事業」と「企業相談事業」の両面活動の展開による会員増強運動

“会員の安定的な確保”による会費収入の維持増大は当センターの運営の根幹であり、安定した基盤を維持・構築する上で必要不可欠な要素であります。そのため、事務局をはじめ、業務委託を結んでいる推進員による未加入事業所の訪問、社員の福利厚生に関心のある事業所の発掘などと合わせ、「期」をとらえての“勧誘活動の展開”にも力を注ぐ年次とします。

目 標	対 策
令和5年度、年度末会員数の目標 コロナ禍前の 実質的会員数 <u>7,500人への</u> 復 元	① <u>上記増強運動の展開はもとより、健康診断・人間ドック・定期健診等、健康維持増進事業の積極的にPRを行います。</u> ② <u>サービスをあまり利用されていない会員に対し、利用方法など周知を高め、サービスの利用促進を図ります。</u> 新③会員に特に人気のある事業（インフルエンザ接種助成、飲食店応援割引券）などには、い

	<p>っそう力を注ぎ、当センターの“魅力向上”に努めます。</p> <p>新④「コロナの影響を被ったと思われる事業所」に対しての<u>支援策を今まで以上にPRし</u>、“<u>加入紹介</u>”が増えるよう、さらに、<u>紹介メリットを手広く行います</u>。（<u>特定した事業に</u>、“<u>紹介者メリット</u>”つけるなど）</p>
--	---

(2) 管理及び事業の更なる見直し

今まで以上に、サービスの質を維持しながら経費削減を図り、最小限の経費で魅力がある事業を進めます。

II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

[]内は、コロナ禍における“重点事業”指定項目。

- (1) 健康の維持増進に係る事業 <定款第4条(1)>
 - ・ インフルエンザの予防接種の助成 [重点事業]
 - ・ 事業主及び会員対象の健康診断助成 [重点事業]

- (2) 在職中の生活安定に係る事業 <定款第4条(2)>
 - ・ 会員を中心とした事業者、各施設との“商品割引”や“利用割引提携の拡大とPR強化” [重点事業]
 - ・ 「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”のPR
 - ・ 自然災害の増大を踏まえ、事業主、従業員のための「“風水害・地震災害付”火災共済」のPR強化によるさらなる推進（こくみん共済COOP鳥取本部と提携継続）

- (3) 自己啓発、余暇活用及び社会貢献活動や、職場内スポーツの推進に係る事業 <定款第4条(3)>
 - (新)・ 資格助成金額の増額助成（2,000円から5,000円） [重点事業]
 - ・ 生涯学習向上のための、料理教室等の自主企画開催
 - (新)・ 職務スキルアップのための国家資格試験（準じたものを含む）受験料の助成 [重点事業]
 - ・ 事業主及び従業員（会員）交流事業
 - 例：ゴルフコンペ（開催時期のコロナ情勢を見て判断）
 - ・ 社会貢献活動への参加や職場内スポーツ推進事業助成のPR強化を行い、事業の多様化を図る。

- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業 <定款第4条(4)>

- ① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業
会報誌「ひまわりセンターニュース」の発行⇒“コロナ禍”を踏まえた弱体化した企業の支援の周知徹底を行うことに注力。
- ② 老後生活の安定に係る事業の実施
- ・ 中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
 - ・ 小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
- ③ 加入促進に係る事業の実施
- ・ 加入推進員による未加入事業所の加入促進(報償費は一人につき2,000円、追加加入報償費は500円)
 - ・ 会員事業所による未加入事業所の加入促進の報償費は、一人につき800円(通年)及び、飲食店応援割引券の数枚の報償